

令和8年 第2回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和8年2月25日(水)

令和8年 第2回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和8年2月25日(水)	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後3時	閉議時刻	午後4時30分		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	小林進、山下登、須田和弘、中久木大祐、 関口博孝		
出席した事務局職員	事務局長：間々田亮 事務局：大塚 主任：長谷川美雪 農業振興 係長：相川憲一 農業振興係担当 佐々木隆貴	書記	事務局主任 長谷川美雪		
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	萩野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	欠番	—	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p> <p>日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>坂本 茂委員</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員12名、推進委員12人です。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号1番 木村 隆之 委員 議席番号2番 荻野 好雄 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p> <p>日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は1件の申請がありました。 1番、申請人は 本庄市〇〇〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△外2筆です。面積は合計で586㎡。地目は畑、転用目的は農業用施設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。申請者は申請地の北にある義理の息子が所有する農地を耕作しています。共有のトラクター等を義理の息子宅に置いていますが、倉庫が道路より低く大雨時に冠水してしまうため、申請地に新たな倉庫を建築したく申請にいたしました。。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p>
--	--	---

<p>日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>木村 隆之委員</p>	<p>申請者は、申請地の北にある義理の息子と同居しているということですが、申請者の住所、氏名が本庄市になってますが、どういうことですか。また、この方の年齢を教えてください。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>事務局より回答申し上げます。住所は本庄市ですが生活の本拠地というのはこちらです。年齢は〇〇才です。</p>
	<p>木村 隆之委員</p>	<p>農業やってるかどうか、知りたいのですが、畑はあるのですか。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>町内に義理の息子さんの所有地があります。田んぼが4, 0 0 0 m²、畑が7, 2 1 9 m²です。〇〇さんについては本庄市の方で農家証明を添付していただいております。農業用施設ですので、一応車検証や標識交付証明書をつけていただいております。</p>
	<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>

事務局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は1件の申請がありました。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の共有名義です。譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 面積は28㎡、東側の宅地と一体利用で410.43㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は物置・干物置場です。申請地は農業振興地域外の第2種農地です。譲受人は申請地東側に自己用住宅の建築を計画しています。該当地は奥まったところにあり、車の旋回スペースや自家用車と来客用の駐車スペースを確保すると物置のスペースがなくなるため、隣接する土地を申請に至りました。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、1番の案件から順番に担当地区の委員どちらかの意見をお願いします。</p>
石倉 和宏委員	<p>1番について 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
坂本 茂委員	<p>なぜ、この土地が残っていたのですか。</p>
事務局	<p>住宅がある場所は、以前は南側のパチンコ屋さんの駐車場で使っていたようです。当時からここが、この区画で残ってました。理由はわかりませんが、不自然な形で小さくずっと残っており今回購入となりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
坂本 茂委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>他にございませんか</p>

<p>日程第4 議案第4号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積等促進計画 (案)について</p>	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、を提案します。なお、小林進委員、山下登委員、須田和弘委員、中久木大祐委員におかれましては、議事関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、一時退席となります。</p>
	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>それでは事務局による説明を求めます。</p> <p>【議案説明】</p> <p>議案第4号についてご説明申し上げます。本議案ですが、農地中間管理事業により、地権者から埼玉県農林公社を経由して耕作者へ貸し付けされる農用地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見を求めるものでございます。こちらの中間管理事業につきましては、埼玉県農林公社を間に入れた貸し借りとなります。令和8年5月1日から開始されます貸し借りとなります。内容ですが、議案書6ページの1番から15ページの178番までが通常の貸し借りとなっております。今回は主に令和8年4月30日に期間満了となる利用権の農地の賃借となっております。議案書の6ページの左から記載されているのが、地権者名、地権者の住所、次にその隣が貸し付ける農地の地番と面積、次にこの土地を現在中間管理から借りていた耕作者名です。この欄に名前のある農地は、以前から中間管理に貸し付けられていた農地ですので、今回は耕作者変更となります。その隣の右側には、今後耕作をされる耕作者の住所、氏名が載っています。さらにその隣が権利の種類、利用目的、賃借の期間となっております。この貸付の期間ですけれども、新規の場合は10</p>

		<p>年間です。耕作者変更の場合には、契約している期間の残存月となっております。今回の面積につきましては、15ページの178番までの合計につきましては、178筆。面積は268,215㎡となっております。16ページの179番目からは期間借地で裏作する農地です。内容ですが、先ほど説明しました178筆の耕作者の中で、ひびきの農産物の構成員となっている耕作者が、麦を作付けする11月から6月までの期間は、ひびきの農産物が期間借地する形をとり、裏作として16ページの1番上から19ページの1に記載されています。裏作につきましては合計で95,660㎡となります。農地中間管理事業につきましては、以上になります。</p> <p>議長 長 ただいま事務局より説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>議長 長 質疑ありませんか。</p> <p>議長 長 質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p> <p>議長 長 ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p> <p>議長 長 挙手全員でありますので、原案どおり承認することに決定いたします。事務局に申し上げます。小林進委員、山下登委員、須田和弘委員、中久木大祐委員、関口博孝委員の復席をお願いします。 ～委員復席～</p> <p>議長 長 続きまして日程第5、議案第5号特定農地貸付承認申請について、町担当者より説明を求めます。</p> <p>農業振興係担当 担当の農業振興係の佐々木と申します。説明させていただきます。現在上里町では2園の町民農園を運営しています。町民農園は、自然や農業とのふれあい、町民のレクリエーションや生きがい作り等を図るため、町が町内の農業者以外の方へ農地の貸し付けを行っているものです。こちらの詳細については、契約期間は</p>
--	--	---

		<p>2年、1区画の面積は約50平方メートルです。区画数はトータルで69区画、利用料については年3,000円となっております。貸付については、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいて、農地法の権利移動の許可等が不要となる特定農地として実施しております。お配りした、特定農地貸付の仕組みというのをご覧ください。特定農地貸付というのは、農家でない方でも、農地を借りられるようになる仕組みです。この特定農地貸付を行うための申請が、今回、農業委員会に上げさせていただいているものです。この申請が通りますと、町民農園の利用契約を町民の方と結ぶことができますようになります。最初に上里町が貸付規程を作成いたします。次に申請を行い、それが承認されましたら、農地の所有者の方と契約を結び、それが終わりましたら、特定農地貸付、町民農園の利用契約を町民の方と結ぶことができます。次に、裏面をご覧ください。貸付を行うために、規程に書いてなければいけないと国が定めているものです。畑の所在、貸付面積等について記載があります。続いて、町民農園の利用者の募集方法および選考方法が適切であるか、国が定めているものですが、第5条に、町民農園の利用者の募集方法が記載されています。抜粋すると、広報上里にて一般公募し、募集期間についても掲載となっております。選考方法については第7条に、申し込みがあったときは内容を審査し、借受者を決定する。ただし、申込数が募集した貸付後の数を上回る場合は、抽選により借受者を決定する。と選考の方法も記載されております。3つ目、貸付期間は5年未満です。運営のルールが適切であるかというところですが、第4条(1)貸付期間期間は2年間で設定されておりますので5年未満ではあります。続いて、今回の規程が前回と変更になっております。変更点は記載方法を訂正しました。また、規程全体で漢字の送り仮名の誤字を訂正し、別表の中の貸付自体が、新たに取得権利を取得する者に係る内容については削除させていただきました。詳細については後ほどご確認ください。以上となります。</p>
	議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	木村隆之委員	面積と地権者を教えてもらえますか。
	農業振興係担当	面積は3筆合わせて3,450㎡です。地権者は新旧対照表の2枚目の裏に載っています。〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏です

	坂本 茂委員	利用状況を教えてください。
	農業振興係担当	令和 7 年度でお話させていただきますと、全部で69区画ありまして、うち68区画が使用されておりました。途中までは69画埋まっておりました。
	坂本 茂委員	ほとんど100%ですね。そんなに使われているんですね。
	木村 隆之委員	町が使う人からもお金を徴収して、地権者に払うわけだよね。町に儲けがあるのですか。
	農業振興係担当	ありません。町民農園の利用料としていただいている分は、地権者との契約よりは多くもらっております。
	木村 隆之委員	町の持ち出しはないということですね。
	農業振興係担当	はい。
	議 長	他にございますか。
	議 長	質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、これより採決に移ります。
	議 長	議案第5号特定農地貸付承認申請について、原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので、原案の通り承認することに決定いたします。
	議 長	以上で本日用意しました議案の審議を終了します。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和8年2月25日

議 長

印

(木村 隆之 委員)

署 名 人

印

(荻野 義雄 委員)

署 名 人

印